

令和 5 年 6 月 7 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01413

研究課題名（和文）憲法秩序の領域分化をめぐる法的論証作法の日独比較

研究課題名（英文）A Comparison of Japan and Germany on Differentiation of Constitutional Order

研究代表者

鈴木 秀美（SUZUKI, HIDEMI）

慶應義塾大学・メディア・コミュニケーション研究所（三田）・教授

研究者番号：50247475

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,570,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、実際の憲法規範の内容形成はどのように個別領域ごとに機能分化し、それは日独間でどのように共通しあるいは相違するのかを考察することであった。その際、ドイツにおいては、憲法規範がそれぞれの個別規範の歴史や思想に立脚した原理原則の小命題に翻訳され、そのいわば中二階的な命題をめぐる解釈論の対立で具体的な事案が処理されているという仮説を立て、その妥当性を個別分野ごとのドイツ連邦憲法裁判所の判例分析を通じて論証することを目指した。4年間の研究を通じて、ドイツにおける憲法規範が個別領域ごとにどのように機能分化しているかを明らかにし、日本の憲法学との比較を通じてその異同を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

連邦憲法裁判所の積極的活動を通じて、ドイツでは憲法が司令塔となって法秩序全体を制御し、行政法や刑法はいうにおよばず、社会保障法や環境法など個別の憲法各論的分野にきめ細かく憲法上の原理原則を応用することが可能になっている。本研究は、判例評釈、解説書、総まとめとしての論文集の公表によってそれを明らかにするとともに、日本にどのような示唆を与えうるかについても検討を加えたところに学術的意義がある。ドイツの研究者らと意見交換する機会を設け、その成果をドイツで公表することで日本の憲法状況をドイツ語圏に紹介し、ドイツの憲法判例を日本の裁判実務に活かすことを目指して裁判官と意見交換したことに社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to consider how the actual content formation of constitutional norms is functionally differentiated for each individual domain, and how it is common or different between Japan and Germany. Through four years of research, I clarified how constitutional norms in Germany are functionally differentiated into individual areas, and through comparison with Japan, I was able to clarify the differences.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 比較憲法 違憲審査制 生存権 社会国家

1. 研究開始当初の背景

本研究は、研究代表者の鈴木秀美を代表とするドイツ憲法判例研究会が、ドイツ連邦憲法裁判所の判例を翻訳し、批評することを継続してきたなかで得られた着想に基づく。同研究会はかねてよりドイツ連邦共和国フライブルク大学法学部と研究交流を続けてきたが、その交流がきっかけとなり、翻訳書『越境する司法』を、鈴木秀美が多くの同研究会のメンバーの協力を得て、監訳者として2014年に出版した。著者は同大学のマティアス・イエシュテット教授、オリヴァー・レプシウス教授(刊行時パイロイト大学)、クリストフ・シェーンベルグ教授(刊行時コンスタンツ大学)、クリストフ・メラース教授(ベルリン・フンボルト大学)の4人である。同書は、ドイツのように憲法裁判制度が憲法の明文規定で採用されている国においてさえ、現実の下される多くの違憲判決に対して政治への過剰な干渉であるという鋭い批判が加えられていることを明らかにしている。同書のレプシウス教授の執筆にかかる「基準定立権力」の章(訳書133頁以下)は、憲法裁判所が憲法条文から学説における伝統的な法ドグマティックに近似した中間的な原理原則(「基準」)を取り出し、それを自在に操ることで自身の政治的決断を法的論証のようにみせかけることに成功していると主張する。われわれは、このような主張から、ドイツの憲法判例があらゆる法分野に対してドイツ基本法からそれぞれの分野に対応した「基準」を引き出し、それを個々の法律の違憲審査に際して物指しとしていることこそが、憲法的価値が多元的に分節化した諸法になお影響力を及ぼし、かつ法秩序の憲法下の行き過ぎという批判に耐えて諸分野を連携させることに成功しているという着想を得るに至った。

2. 研究の目的

研究開始当初、研究代表者と研究組織のメンバーは、ドイツ憲法研究および日独の人的交流を経て獲得した「仮説」を個別領域ごとの解釈論にまで落とし込んで実証しようと考えた。その仮説とは、ドイツ憲法学は憲法判例に対する強い影響をなお維持しており、そのことにより逆に判例から学説への逆流現象も強力なものがあるが、それは、彼の地では憲法規範がそれぞれの個別規範の歴史や思想に立脚した原理原則の小命題に翻訳され、そのいわば中二階的な命題をめぐる解釈論の対立で具体的な事案が処理されるからである、というものである。本研究は、このような思考形式およびそれによって立つ論証形式を解明し、ドイツ国法学がいかに現代の諸問題にゆるぎなく、しなやかに対応する能力を身につけたかを、憲法秩序の具体化としては必ずしも一貫したものを見出し得ない日本の憲法学、立法ならびに判例動向と比較することを通じて明らかにしたいと考えた。

3. 研究の方法

本研究は、1)判例研究会、2)日独研究会(ドイツ研究者との研究会)、3)実務研究会(裁判官との研究会)などにおける研究報告について、参加者が意見交換することで個々の参加者の個人研究およびその総体としての共同研究を発展、深化させた。その成果は、判例評釈、論文、単行本のかたちで公表してきた。なお、最終的な成果は、2023年度中に単行本として刊行する予定である。

1)判例研究会では、研究組織のメンバーだけでなく、ドイツ憲法判例研究会の会員もドイツ連邦憲法裁判所の最新判例について報告し、意見交換の中で日本の憲法学との比較を行った。

2)日独研究会は、2019年に日本で、2022年にドイツで開催した。研究組織のメンバーに加えて、次のようなドイツ研究者も参加した。マティアス・イエシュテット教授(フライブルク大学)、ラルフ・ポツシャー教授(マックスプランク研究所フライブルク)、アンドレアス・フォスクーレ教授(フライブルク大学、元連邦憲法裁判所長官)、ヨハネス・マーゼン教授(フライブルク大学、元連邦憲法裁判所裁判官)、クリスチャン・ブムケ教授(ブツェリウス・ロースクール)、オリヴァー・レプシウス教授(ミュンスター大学)、ヒンネルク・ヴィスマン教授(ミュンスター大学)、クリストフ・シェーンベルグ教授(ケルン大学)、クリスチャン・ヴァルトホフ教授(ベルリン・フンボルト大学)、クリストフ・メラース教授(ベルリン・フンボルト大学)、マティアス・ルッフフェルト教授(ベルリン・フンボルト大学)、アナ・ベッティナ・カイザー教授(ベルリン・フンボルト大学)、ウヴェ・フォルクマン教授(フランクフルト大学)、マティアス・コルニルス教授(マインツ大学)、マルティン・ネットスハイム教授(テュービンゲン大学)、クリスチャン・ヴァルター教授(ミュンヘン大学)、ガブリエレ・ブリッツ教授(ギーゼン大学、元連邦憲法裁判所裁判官)。当初、4年間の研究期間中、初年度から3年目までの間に研究組織のメンバーが個別にドイツで調査を行い、訪問先のドイツ研究者と意見交換をする予定であったが、2020年3月から2022年8月までコロナ禍のためドイツにおける調査が行えなかったため、2022年9月、合同で意見交換する機会として、ドイツにおいて3日間の日独研究会を開催することにした。この研究会では、日独憲法比較を深化させるため、アメリカ憲法学のドイツや日本への影響についても検討を加えた。

3)実務研究会では、研究組織のメンバーがドイツの最新憲法判例について報告し、それについて裁判官と意見交換を行った。

4. 研究成果

4年間の研究を通じて、ドイツ憲法学についてのわれわれの仮説を個別領域ごとに検証し、日本の憲法学との比較を行った。本研究の成果の総まとめとして『ドイツ基本権裁判の展開』というタイトルの論文集を2023年度中に刊行する予定である。同書では、基本権総論、基本権各論、基本権に関連する統治機構について約40の個別テーマを設け、20名からなる研究組織のメンバーに加えてドイツ憲法判例研究会の会員が、各テーマについての日独比較の成果を公表する。

本報告書ではその成果の具体例として「生存権」についての日独比較の成果を概観しておく。日本国憲法は25条で生存権を明文で保障している。これに対し、自由権を中心に保障しているドイツ連邦共和国基本法（憲法）には生存権規定はなく、社会国家原理という憲法原則が20条1項と28条1項を根拠に認められている。連邦憲法裁判所は、1951年以来、社会国家原理が法的規定であることを認めてきた（BVerfGE 1, 97）。ただし、当時、連邦憲法裁判所は、社会国家原理から主観的権利を導出することはできないし、基本法1条の「人間の尊厳」は社会扶助的要請を含まないとしていた。その後、連邦憲法裁判所は、社会国家原理と結びついた平等原則を活用するようになった。1980年には、保護を要する者を合理的な理由なく社会給付の受給者の範囲から排除してはならないとして社会的正義の観点から首尾一貫性の要請が求められた（BVerfGE 55, 100）。さらに、連邦憲法裁判所は、1990年、社会国家原理と結びついた人間の尊厳から、客観法的義務としての社会給付による最低条件の保障を認め（BVerfGE 82, 60）、2010年、給付請求権として「人間に値する生存最低限の保障を求める権利」を認めるに至った（BVerfGE 125, 175）。国家の社会給付による最低生活保障義務が、主観的権利に転換された。ただし、社会扶助の給付額が低すぎるか否かについての裁判所による統制は緩やかな「明白性の原則」によるとされた。このような判例の発展は、ドイツの現実の社会国家の変容に対応したものであったと指摘されている。21世紀、社会国家が自由主義モデルへと移行し、社会扶助のあり方が根本的に変更された。連邦憲法裁判所は、社会国家の変容から影響を被った国民を救済すべく基本法が明文では保障していない「生存権」を承認するという革新的な判例変更をした。連邦憲法裁判所は、その後も生存権の承認を前提として、庇護申請者給付法の給付基準額が低すぎるという理由で違憲判決を下したり（BVerfGE 132, 134）、就労等協力義務違反に対する失業手当の制裁的減額に比例原則を適用して違憲判決を下している（BVerfGE 132, 134）。

連邦憲法裁判所が、このように人間の尊厳や平等原則を社会国家原理と巧みに組み合わせることでダイナミックに憲法判例を展開しているのに対し、日本では憲法に具体的な社会権規定があるにもかかわらず、最高裁はいままでに憲法上の給付権としての生存権を承認していないし、不平等の主張に対しても社会立法の合理性審査に踏み込んでいない。ドイツの憲法判例が、社会政策立法の整備に寄与してきたのに対し、日本の場合、国会と裁判所が、憲法的価値を視野にいれつつ、時代の変化にあわせて社会国家を形成するため協働する関係にあるとは言い難い。この分野におけるドイツと日本の判例法理が基本構造をかなりの部分で共有しているのに、社会法の憲法化の水準が異なることの一因は、日本では社会国家領域における憲法上の権利の内容が解釈によって明確化されていないというところにある（石塚壮太郎「ドイツにおける社会国家の変容と憲法の応答」比較憲法学研究33号45頁以下）。本研究は、このような憲法秩序の領域分化について、他の様々な個別領域にも検討を加えた。

なお、この他、毎年10回開催した判例研究会の成果は雑誌『自治研究』で「ドイツ憲法判例研究」として公表してきた。また、研究代表者と研究分担者の1名が編者となり、連邦憲法裁判所発足以来の憲法判例の展開を、主たるテーマを取り上げて概観し、そこからの日本法への示唆についても考察する解説書として、『ガイドブック ドイツの憲法判例』を2021年に出版した。さらに、2019年に開催した日独研究会の成果は、ドイツで単行本（Jestedt/Suzuki, Verfassungsentwicklung, 2021）として出版した。

それに加えて、実務研究会での人的交流を通じて、本研究の研究協力者であるドイツ研究者の司法研修所における講演会が実現した（2019年9月：マティアス・イエシュテット教授とラルフ・ポッシャー教授、2021年11月：アンドレアス・フォスクーレ教授）。本研究の研究代表者は、その講演について日本の憲法学の立場からコメントした。それらの講演とコメントは、司法研修所論集130号（2020年）226頁以下および132号（2022年）1頁以下に掲載された。2回の講演会には多数の裁判官が出席した。本研究の日独比較の成果が、今後の裁判実務に活かされることを期待している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計61件（うち査読付論文 31件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 西土彰一郎	4. 巻 98巻4号
2. 論文標題 公権力担当者の「表現の自由」[2020.6.9連邦憲法裁判所第二法廷判決]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 150-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 98巻5号
2. 論文標題 二〇一一年センサス法の合憲性[2018.9.19連邦憲法裁判所第二法廷判決]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 136-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄彦	4. 巻 98巻10号
2. 論文標題 対IS作戦参加の為の連邦軍の国外出動[2019.9.17連邦憲法裁判所第二法廷決定]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 152-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石塚壮太郎	4. 巻 98巻12号
2. 論文標題 気候変動対策における世代間の公正な負担：気候保護決定[2021.3.24ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷決定]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 145-152
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉蟲由樹	4. 巻 97巻7号
2. 論文標題 業務上の自殺援助の禁止と自己決定にもとづく死の権利：自殺ほう助判決[連邦憲法裁判所2020.2.26第二法廷]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 147-154
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木秀美	4. 巻 97巻8号
2. 論文標題 週刊誌のオンライン・アーカイブによる過去の実名記事の公表と一般的人格権の調整(「忘れられる権利」決定)[2019.11.6連邦憲法裁判所第一法廷決定]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 137-144
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄彦	4. 巻 98巻3号
2. 論文標題 官吏免職の裁判官留保と基本法三三条五項[2020.1.14連邦憲法裁判所第二法廷決定]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 148-155
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗島智明	4. 巻 96巻10号
2. 論文標題 大学事務総長を任期付き官吏とする州法の合憲性[連邦憲法裁判所第二法廷2018.4.24決定]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 1531-161
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石塚壮太郎	4. 巻 97巻2号
2. 論文標題 求職者のための基礎保障における制裁とその比例的限界：社会法における制裁判決[2019.10.5ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 151-159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木秀美	4. 巻 71巻7号
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1 - 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木秀美	4. 巻 80号
2. 論文標題 「忘れられる権利」と表現の自由・再論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 メディア・コミュニケーション	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Toru Mori	4. 巻 58
2. 論文標題 Wirkt in der Abwaegung wirklich das formelle Prinzip? Eine Kritik an der Deutung verfassungsgerichtlicher Entscheidungen durch Robert Alexy	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Der Staat	6. 最初と最後の頁 555-573
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Toru Mori	4. 巻 186巻5・6号
2. 論文標題 Die Bedeutung der Generationengerechtigkeit fuer das Verfassungsrecht	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 12-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛利透	4. 巻 91巻5号
2. 論文標題 国民意識の変化と憲法解釈	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 38-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄彦	4. 巻 95巻8号
2. 論文標題 基本法上の官吏ストライキの禁止と欧州人権条約	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 154-161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄彦	4. 巻 19巻1号
2. 論文標題 職業官僚制における地位と実体：官吏ストライキをめぐるドイツ基本法33条5項と欧州人権条約11条の衝突	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 23-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄彦	4. 巻 19巻2号
2. 論文標題 古稀論集と学派对立：1959年シュミット包圍網とコメント	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 1-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鈴木秀美	4. 巻 95巻11号
2. 論文標題 裁判所の判決提供義務とプレスと自由	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 155-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本和彦	4. 巻 81号
2. 論文標題 公法解釈における諸原理・原則の対抗	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 60-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 5号
2. 論文標題 政党本位・再考	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 49-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 92巻4号
2. 論文標題 歴史哲学の後で－憲法学における外国法の参照	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠・テア	4. 巻 12号
2. 論文標題 ドイツの難民受け入れ政策にみられる新たな傾向 難民の社会統合による「危機」の克服?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上智ヨーロッパ研究	6. 最初と最後の頁 37-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大西楠・テア	4. 巻 81号
2. 論文標題 ドイツにおける個人情報保護法制の構築	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 183-189
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Noriyuki Inoue	4. 巻 No. 52
2. 論文標題 Constitutionalism beyond National Borders as a Universal Value	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 167-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石塚壮太郎	4. 巻 33号
2. 論文標題 ドイツにおける社会国家の変容と憲法の応答	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較憲法学研究	6. 最初と最後の頁 45-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木秀美	4. 巻 130号
2. 論文標題 表現の自由をめぐる新たな問題 (講演に対するコメント)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 司法研修所論集	6. 最初と最後の頁 270-277
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木秀美	4. 巻 132
2. 論文標題 憲法の変遷とその限界 (講演に対するコメント)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 司法研修所論集	6. 最初と最後の頁 37-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 毛利透
2. 発表標題 「縮小する社会」における民主政
3. 学会等名 日本公法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本和彦
2. 発表標題 公的責務履行参加権としての環境権
3. 学会等名 環境情報科学・研究発表大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鈴木秀美
2. 発表標題 憲法をいかす。憲法でいきる。
3. 学会等名 憲法記念講演会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 Matthias Jestaedt, Hidemi Suzuki (Hg.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 230
3. 書名 Verfassungsentwicklung II	

1. 著者名 東 裕、玉蟲 由樹（編著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 250
3. 書名 比較憲法	

1. 著者名 Matthias Jestaedt, Hidemi Suzuki (Hg.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 169
3. 書名 Verfassungsentwicklung	

1. 著者名 鈴木秀美・三宅雄彦編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 336
3. 書名 ガイドブック ドイツの憲法判例	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	棟居 快行 (Munesue Toshiyuki) (00114679)	専修大学・法務研究科・教授 (32634)	
研究分担者	松本 和彦 (Matsumoto Kazuhiko) (40273560)	大阪大学・高等司法研究科・教授 (14401)	
研究分担者	毛利 透 (Mori Toru) (60219962)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	三宅 雄彦 (Miyake Yuhiko) (60298099)	駒澤大学・法学部・教授 (32617)	
研究分担者	赤坂 幸一 (Akasaka Koichi) (90362011)	九州大学・法学研究院・教授 (17102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 「憲法秩序の領域分化をめぐる法的論証作法の日独比較」研究会（日独憲法対話）「憲法比較による憲法の発展」（憲法の発展）」	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 「憲法秩序の領域分化をめぐる法的論証作法の日独比較」研究会 「憲法の発展 法律における憲法の発展（日独憲法対話2019）」	開催年 2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	フライブルク大学	マックスプランク研究所フライブルク	フンボルト大学	他6機関